

# 職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会報告書概要

## 現 状 と 課 題

### 1. 危険有害性情報の伝達及び活用が不十分である

- (1)化学物質に起因する労働災害が、年間600～700件程度発生
- (2)危険有害な化学物質の容器等に表示がなく、危険有害性情報の伝達及び活用が不十分であったため労働者の不安全な取り扱いを誘発したと思われる災害が年間30件程度発生

### 2. リスクに基づく自主的化学物質管理の普及が不十分である

- 化学物質についてのリスクアセスメント※<sup>1</sup>の実施率が低く、事業場の規模が小さいほど低い  
(理由:人材がない。時間がない。よく分からない等)

### 3. その他の化学物質災害

CO中毒が年間40件程度発生・一部の屋外作業において中毒災害が発生

※<sup>1</sup> 化学物質による危険性又は有害性を特定し、それによって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合いを組み合わせるリスクを見積もり、そのリスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置の内容を検討すること。

## 今 後 の あ り 方

### 1. 危険有害性情報の伝達及び活用の促進

- ・国連の基準により危険有害とされるすべての化学物質についてラベル表示(事業場内表示を含む)・化学物質安全データシート※<sup>2</sup>交付を行う取組みを確立

### 2. リスクに基づく合理的な化学物質管理の促進

- ・簡便なリスクアセスメント手法の普及
- ・個人サンプラーによる測定を導入を検討
- ・作業環境測定※<sup>3</sup>の評価結果の労働者等への周知
- ・局所排気装置※<sup>4</sup>の要件等の柔軟化を検討
- ・局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入を検討

### 3. 専門人材の育成・専門機関による管理の促進

### 4. CO中毒、一部の屋外作業での化学物質による中毒の防止対策の推進

※<sup>2</sup> 危険有害な化学物質を販売する際に、当該化学物質に関する情報を通知するために販売業者等から交付される文書。記載内容は、名称、成分及びその含有量、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、適用される法令など。

※<sup>3</sup> 労働安全衛生法第65条に基づく測定で、単位作業場所の空気中の有害物質の濃度を測定する

※<sup>4</sup> ガス、蒸気、粉じんなど空気中に浮遊する有害物質を、その発散源にできるだけ近い局所において、動力により吸引排出する装置。